

令和3年度 第3回帯広市緑化審議会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和3年10月18日（月）午前10：00～午前10：47
- 2 場 所 帯広市役所 庁舎10階 第6会議室
- 3 出席委員 橋本委員長、天内委員、折出委員、佐藤委員、清水委員、谷保委員、中田委員、西岡委員、原田委員、廣瀬委員、藤平委員、細川委員、松田委員、三日市委員、渡邊委員  
15名
- 4 事務局 和田部長、小野参事、榎本室長、久保室長、樂山みどりの課長、中村道路維持課長、黒野みどりの課長補佐、嵯峨みどりと花の係長、丹羽主任、小泉主任、鈴木主任補、高橋主任補、佐藤主任補、曾根係員

5 議事概要

**(1) 報告事項**

**・緑化推進事業(帯広の森基金繰入事業)の見直しについて**

（事務局から内容説明）

**委員長** 3の代替種の見直しについて、どのような基準で代替種を選ぶのか。具体的にはどのような植物をイメージしているのか伺いたい。

**事務局** 現在選定を行っている最中で、在来種を多く取り入れられたらと考えており、それぞれの特徴を考慮した上で市民のニーズに合ったものを提供できるよう考えている。

**委員** 3のスケジュールについて、令和4年度引換対象者へチラシ配布というのは、現行のものとの引換だと思うが、もし、見直しが進んでいるようであれば、令和4年度については、見直し後のもので引換できるようにしていただければよろしいかと思う。

**事務局** 令和4年度対象者には既に現行の樹種の内容で記載した文書を配布しており、令和4年度はどの樹種で引換るか検討している最中であるため、令和5年度から切り替えさせていただきたいと考えている。

**委員長** 何かほかに意見確認事項はあるか。無いようなので、これで了承ということによろしいか。

（異議なし）

## ・緑化協議制度の見直しについて

(事務局から内容説明)

**委員** 1の部分について前回意見したが、今回の見直しの内容で良いと思う。1点お願いがあり、この資料にはないが、現行の緑化協議の手引きの中で緑化協議の対象者について、「1,000㎡を超える場合に協議の対象となります。ただし、次の場合は緑化協議が不要となります。」というところで、戸建て住宅の場合としか書いてない。これは協議者に対して少しわかりづらく不親切である。例えば、建築基準法6条の1～3号物件は対象、4号物件は除くという文言を付け加えていただきたいと思う。

**事務局** 今回の見直しに合わせて、手引書も更新する。今の意見のようにわかりにくい部分を改善したいと考えており、今回伺った対象外の部分については、わかりやすい形で表現しようと思う。

**委員** 「1 緑化基準の見直し」の中の市街化区域以外の区域の中に都市計画区域外とあるが、都市計画区域外にも基準をかけるのか。

**事務局** 基本的に建築を想定している場所ではないが、何らかの条件で建築をする場合には、市街化調整区域と同じように35%の基準を設けている。

**委員** 都市計画区域外は建ぺい率は定められておらず、制限がないので、「1-建ぺい率」というのは該当しないのではないかと思う。

**事務局** 事務局で考えているのは、市街化調整区域については、だいたい50%、60%と規定しており、それを準用して60%と想定するか、実際の建築面積を除いてパーセンテージを出すかということを検討している。

**委員** 都市計画区域外にも緑化協議を入れるとすれば、例えば、みなしとして大正地区や清川地区など集落地区については建ぺい率60%とし、それ以外については30%にするなど基準を作らなければ後から問題が出てくるかと思うので、その辺を考えているのか伺いたかった。

もう1点、「2 高木定義の見直し」について、成木時、3m以上については高中木という解釈なのだが、植える時の苗木が10cmのものが良いのか1.5mが良いのか。例えば、10cm伸びるのに1年かかるとすれば、3mになるのに30年かかると思う。植える苗木については1.5m程度のものにするよう言うことも必要なかと思う。

**委員長** 「8 施工日について」ですが、4月1日以降に変更があれば協議済みの場合でもとあるが、協議後の時間経過の中で見直し後のものも再協議できるという意味でよろしいか。

**事務局** 今回の見直しは、多くの例で緩和となることを想定している。制度の施行のタイミング、入れ替わりの時期で現行の制度で協議している協議者にとって不利益とならないよう4月1日以降

に緑化内容に変更があれば、新制度で改めて協議することを可能としたいと考えている。

**委員** 「7 わかりやすい制度づくり」の中の手引書の内容をわかりやすくするために、例えば、樹種に対して写真でこのような花が咲くということや、紅葉時期はこのようになるといったことを加えて、手引書の内容を深くすることが良いのではないかと思う。

**事務局** こちらの部分の見直しについても、樹種の名前だけでは、どのようなものかイメージしづらいかと思うので、メジャーな部分だけでも写真を載せてよりわかりやすいものへと検討していきたい。

**委員長** 概ね意見が出たと考える。この緑化協議制度の見直しについては、これで了承ということによるしいか。

(異議なし)

## (2)その他

- ・公園の次期指定管理について
- ・家庭用剪定枝の受入事業について
- ・全国育樹祭について

(事務局から内容説明)

**委員長** 指定管理について、民間の指定になり、それまで市が直接行っていた頃と比べて、何か市民からの反応が変わった等の変化はあるか。

**事務局** 市が行っていた時期は、みどりと花のセンターで一括して市内全公園の管理を行っていたが、公園の数が多く、きめ細やかな対応という面でいうと、どうしても一律的な対応とならざるを得ない部分があり、中には地域から管理上の不満や苦情、要望があった。指定管理になってからは、公園の管理区分をエリア分けし、各エリアの事業者がよりこまめに回ることができ、例えば草刈回数の増加や、清掃回数の増加といった部分に効果が出ており、公園の美化、美観の向上に繋がっている。公園という施設は一般的な公共施設と違い、どちらかといえば、道路と性格が大変近いものである。道路は、何時でもどのような状態でも安全に利用できるという機能があるが、公園も同様の機能を持っており、いつでも誰もが自由に利用できることが非常に重要な公園の要素となっている。この要素は公園の美化向上に役割を果たすという事で利用者の方から公園が綺麗になって使いやすくなったという声が指定管理を通じて実際に寄せられてきており、以前と比べて、公園の質が非常に良くなったという評価を得ている。